

# 第1章

# 計画策定の趣旨



撮影:加藤 甫



## 第1節 計画策定の背景

### (1) 国の動向

わが国では、少子高齢化の進展が止まらず、出生数、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が続いています。こうした状況を踏まえ、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、子育て環境の整備とともに、希望出生率1.8の実現に向け、女性活躍、結婚支援、若者・子育て世帯への支援等の対応策を掲げています。この「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしました。同年12月の「新しい経済政策パッケージ」では、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を加速化させるとともに、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子どもや子育て世代へ大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革しています。

このように子ども・子育て政策を進める一方で、児童虐待は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。国は、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念を改め、児童が権利の主体であることを明確化しました。さらに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化、市町村への子育て世代包括支援センターの設置、子ども家庭総合支援拠点設置の努力義務化等、さまざまな対策を講じています。平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となった取組みを進めています。

また、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するため、平成28年2月に「子供若者育成支援大綱」を策定しました。さらには、子どもの貧困対策をより一層推進するため、令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、これまで都道府県のみであった計画策定の努力義務を市町村にも拡大しています。

こうした社会的な課題とそれに伴う体制の強化は、子ども・子育て分野に限ったことではありません。国は、従来の子ども・高齢者・障害者といった分野別の社会福祉サービスから、「全世代・全対象者型の地域包括支援」が必要という観点を打ち出し、上記の「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者等全ての人が地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すことを示しています。平成29年2月には社会福祉法等の関係法令を改正し、地域における全ての関係者が「我が事」として主体的に取り組むための仕組みづくりや、地域の課題を公的なサービスへつないでいくための「丸ごと」総合相談支援体制の整備等を示しています。



## (2) 本市の状況

本市の総人口は、転入超過による増加が続いている一方、出生率は伸び悩み、子どもの数は減少傾向となっています。また、保育施設利用者の増加や外国人人口の増加はその動きが加速する傾向が見られるなど、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化が続いています。

本市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」を受け、平成17年3月に「松戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、続く平成22年3月に「松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次世代を担う子どもの健全育成を支援するさまざまな事業を展開してきました。特に、その当時から課題とされていた子育て家庭の孤立化や養育力の低下に対応するため、国の制度に先駆け、地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置するなど、保護者の身近なところで相談できる体制整備に力を入れてきました。

続く、平成27年3月には、「松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体化した、「松戸市子ども総合計画」（以下、「第1期計画」とする。）を策定しました。第1期計画では、喫緊の課題であった待機児童の解消を図るため、小規模保育施設の整備等による保育の量の拡大を積極的に進めるとともに、保育の質を支えるため、保育士の確保対策等にも力を入れてきました。また、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援体制をより一層推進していくため、平成28年4月に子育て世代包括支援センターとして「親子すこやかセンター」を市内3か所の「保健福祉センター」内に設置しました。平成29年4月には、児童虐待の早期発見・早期対応を目指し、全国に先駆けて「子ども家庭総合支援拠点」を設置することで、「保健福祉センター」、「親子すこやかセンター」、「子ども家庭総合支援拠点」において、3つの機能が連携した支援体制を確立しています。

その一方、子ども・子育て家庭の課題は多様化・複雑化し、課題が複合的に絡み合うという状況も顕在化してきています。こうした社会の変化に的確に対応していくためには、子どもの最善の利益を尊重するという共通理解のもと、多様な主体が分野を超えて連携し、それぞれの地域や課題に応じてきめ細かく支援をしていく必要があります。

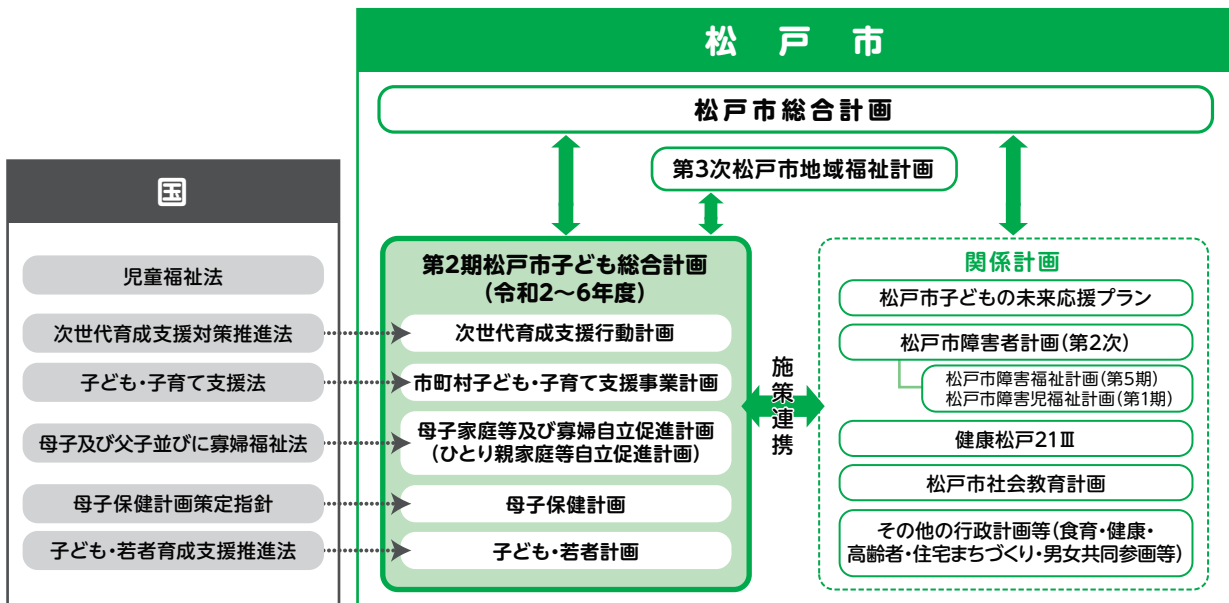
今回、第1期計画が令和2年3月に計画期間を終了することから、令和2年度から5年間の計画期間とする第2期松戸市子ども総合計画（以下「本計画」とする。）を策定します。本計画では、第1期計画における基本理念や基本目標を継承するとともに、本市を取り巻く課題や状況変化に対応していくため、子ども・子育て支援に関わる多様な主体がより一層連携・協力し、総合的で重層的な支援を展開していくことを目指します。



## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「松戸市総合計画」と「第3次松戸市地域福祉計画」を上位計画に位置付けます。また、第1期計画を踏襲し、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」（以下「ひとり親家庭等自立促進計画」とする。）を位置付けます。

また、本計画は、新たに母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を位置付け、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定します。



## 第3節 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至る、概ね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象とします。ただし、若者の自立支援等、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。さらに、地域社会全体で子どもと子育てを支援するという視点においては、全ての市民をその対象として捉えています。

## 第4節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、第5章「松戸市子ども・子育て支援事業計画」においては、第1期計画と同様に、国の指針に応じて、中間年である令和4年度に事業の量の見込みや確保方策等を検証し、計画値と実績値の乖離が大きい場合は、令和5年度以降の計画値の見直しを図ることとします。

